

佐野市防犯協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、佐野市防犯協会（以下「本会」）という。

(組織)

第2条 本会は、佐野市に居住する住民及び理事会の推挙により会長が承認した者をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会は、佐野市役所本庁舎内に事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現に向けて、防犯体制を確立し、積極的に防犯活動を推進して、各種犯罪の予防と青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及宣伝に関すること
- (2) 防犯上必要な対策及び施設の充実に関すること
- (3) 青少年の非行防止と、健全育成に必要な対策に関すること
- (4) 優良防犯団体、防犯功労者等の表彰に関すること
- (5) 防犯灯の設置及び補助に関すること
- (6) 市民パトロール活動の支援に関すること
- (7) 防犯活動に関する警察への協力
- (8) その他、本会の目的達成上必要な事項

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(会長)

第7条 会長は、佐野市長の職にある者をもって充てる。会長は、会務を総理し、この会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、次の者をもって充てる。

- (1) 議会議長の職にある者
- (2) 消防団長の職にある者
- (3) 行政経営部の所管に属する事務を担当する副市長の職にある者

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(理事)

第9条 理事は、次の者をもってこれに充てる。

- (1) 防犯事務主管部課長の職及びこれに相当する職にある者
- (2) 町会長連合会理事担当の町会支部長の職にある者

2 理事は、会の事業運営に協議参画し、活動の企画とその執行の推進を図る。

(監事)

第10条 監事は、理事会で選出する。

2 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第11条 会長、副会長及び第9条第1項第1号に掲げる理事は、該当公職の在任期間とし、第9条第1項第2号に掲げる理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者で、理事会で推挙し会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるができる。

(支部)

第13条 本会は、町会ごとに支部を置く。支部長は町会長とする。

2 支部の運営に必要な事項は支部長が決める。

(書記)

第14条 本会に書記を若干名置く。

- 2 書記は、会長が任免する。
- 3 書記は、会長の命を受け庶務に従事する。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第16条 総会は、役員及び町会長をもって構成し、毎年1回以上開催して、次の事項を審議議決する。

- (1) 会則の制定及び変更に関する事
- (2) 予算決算及び重要な事業計画に関する事
- (3) その他必要と認める事項

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じ、臨時に開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会の開催と総会に付議する議案に関する事
- (2) 事業計画の実施運営に関する事
- (3) 総会を招集するいとまがないときで、総会の議決を要する事項に関する事
- (4) その他必要と認める事項

(会議の運営)

第18条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 会議の議決は、出席者の過半数で可否を決め、可否同数のときは議長が決する。

第5章 会計

(経費)

第19条 本会の運営に必要な経費は、市計上の予算を充てるものとする。

2 経費の割合は、理事会においてこれを定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成17年2月28日に施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この会則は、平成18年5月25日から施行する。
- 3 この会則は、平成19年5月25日から施行する。
- 4 この会則は、令和元年5月24日から施行する。